

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 保税地域</p> <p>第1節 総則</p> <p>(見本の一時持出しに係る包括許可の手続等)</p> <p>32-4 見本の一時持出しに係る包括許可（以下この項において「包括許可」という。）の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 保税地域における事務処理</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 許可書の確認</p> <p>上記イにより対査確認を行った場合には、倉主等に上記(2)のイにより提示された許可書の「倉主等確認欄」に記名させるものとする。<u>記名に代えて押印としても差し支えない。</u></p> <p>なお、上記(2)のイのなお書により許可書の提示が行われた場合も同様とする。</p> <p>(口頭による見本の一時持出しの許可の申請)</p> <p>32-5 令第27条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記69の16-1の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号）の第2章第1節1-3に規定する「システム参加保税地域」をいう。）以外の場所に置かれている貨物（航空貨物を含む。）について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 口頭による許可申請等の手続</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 上記イにより許可を受けた通関士が当該許可に係る見本を保税地域から持ち出そうとする場合、これを当該保税地域に戻し入れよう</p>	<p>第4章 保税地域</p> <p>第1節 総則</p> <p>(見本の一時持出しに係る包括許可の手続等)</p> <p>32-4 見本の一時持出しに係る包括許可（以下この項において「包括許可」という。）の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3) 保税地域における事務処理</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 許可書の確認</p> <p>上記イにより対査確認を行った場合には、倉主等に上記(2)のイにより提示された許可書の「確認欄」に<u>確認印を押なつせ</u>るものとする。</p> <p>なお、上記(2)のイのなお書により許可書の提示が行われた場合も同様とする。</p> <p>(口頭による見本の一時持出しの許可の申請)</p> <p>32-5 令第27条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記69の16-1の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号）の第2章第1節1-3に規定する「システム参加保税地域」をいう。）以外の場所に置かれている貨物（航空貨物を含む。）について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 口頭による許可申請等の手続</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 上記イにより許可を受けた通関士が当該許可に係る見本を保税地域から持ち出そうとする場合、これを当該保税地域に戻し入れよう</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とする場合及びこれを持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合には、当該通関士において、当該見本に係る「見本持出台帳」を倉主等に提示させ、その確認を受けさせるものとする。この場合において、当該提示を受けた倉主等については、当該台帳に記載された事項と通関士証票及び見本とを対査確認せるものとする。なお、当該見本の搬出入に当たっての保税台帳への記載については、当該見本に係る「見本持出台帳」の写しを保管されることにより、これに代えさせることとして差し支えない。</p>	<p>とする場合及びこれを持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合には、当該通關士において、当該見本に係る「見本持出台帳」を倉主等に提示させ、その確認を受けさせるものとする。この場合において、当該提示を受けた倉主等については、当該台帳に記載された事項と通關士証票及び見本とを対査確認させ、<u>問題がなければ確認のための印を押なつせるものとする</u>。なお、当該見本の搬出入に当たっての保税台帳への記載については、当該見本に係る「見本持出台帳」の写しを保管させることにより、これに代えさせることとして差し支えない。</p>
<p>ニ (省略) (3) (省略)</p> <p>(保税地域における事務処理手続)</p> <p>34 の 2-1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。</p> <p>(1) 輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。）に係る事務処理手続 輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ (省略) <input type="checkbox"/> 搬出手続 (イ) (省略)</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(イ)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようようする。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>ニ (同左) (3) (同左)</p> <p>(保税地域における事務処理手続)</p> <p>34 の 2-1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。</p> <p>(1) 輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。）に係る事務処理手続 輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ (同左) <input type="checkbox"/> 搬出手続 (イ) (同左)</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(イ)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、<u>提示された書類に認印を押なつし</u>、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようようする。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(保税展示場から貨物を搬出する場合の取扱い)	(保税展示場から貨物を搬出する場合の取扱い)
62の3-7 保税展示場内にある外国貨物を保税展示場から搬出する場合の取扱いについては、次による。 (1) 保税運送の承認を受けた貨物（積戻し許可を受けて保税運送するものを除く。）については、当該保税運送承認書に管理者の確認を受けたものを提出させ、これに受理印を押なつして搬出の確認を行う。	62の3-7 保税展示場内にある外国貨物を保税展示場から搬出する場合の取扱いについては、次による。 (1) 保税運送の承認を受けた貨物（積戻し許可を受けて保税運送するものを除く。）については、当該保税運送承認書に管理者の確認印を押なつしたものを提出させ、これに受理印を押なつして搬出の確認を行う。
<u>管理者の確認は押印により行って差し支えない。以下この項において同じ。</u> ただし、管理者における貨物の管理体制が十分であると認められる場合においては、保税運送承認書に管理者の確認を受けさせ、貨物の搬出後速やかにその写しを提出させることとして差し支えない。	ただし、管理者における貨物の管理体制が十分であると認められる場合においては、保税運送承認書に管理者の確認印を押なつさせ、貨物の搬出後速やかにその写しを提出させることとして差し支えない。
(2) (省略)	(2) (同左)
(3) 積戻しの許可を受けた貨物についての搬出の際の確認は、上記(2)により交付した当該貨物の積戻し許可書の「管理者」の欄に管理者の確認を受けたものを提出させ、これに受理印を押なつすることにより行うものとする。 ただし、管理者における貨物の管理体制が十分であると認められる場合においては、積戻し許可書に管理者の確認を受けさせ、貨物の搬出後速やかにその写しを提出させることとして差し支えない。	(3) 積戻しの許可を受けた貨物についての搬出の際の確認は、上記(2)により交付した当該貨物の積戻し許可書の「管理者」の欄に管理者の搬出確認印を押なつしたものと提出させ、これに受理印を押なつすることにより行うものとする。 ただし、管理者における貨物の管理体制が十分であると認められる場合においては、積戻し許可書に管理者の確認印を押なつさせ、貨物の搬出後速やかにその写しを提出させることとして差し支えない。
(4) 他の保税地域への保税運送申告又は積戻し申告に際して、それらの申告に係る貨物の包装状況が展示等の申告の際の包装状況と異なるときは、新たな包装明細書に管理者の確認を受けたものを提出させる。 なお、再包装する場合に数量等に過不足があつた場合においては、管理者を経由して直ちに税関に報告させるものとする。	(4) 他の保税地域への保税運送申告又は積戻し申告に際して、それらの申告に係る貨物の包装状況が展示等の申告の際の包装状況と異なるときは、新たな包装明細書に管理者の確認印を押なつしたものを提出させる。 なお、再包装する場合に数量等に過不足があつた場合においては、管理者を経由して直ちに税関に報告させるものとする。
(空容器等の搬出入の取扱い)	(空容器等の搬出入の取扱い)
62の3-9 展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動のうえ保管する場合には、適宜の様式による申出書に管理者の確認を受けたものを提出させ、当該申出書により法第63条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該申出書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送	62の3-9 展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動のうえ保管する場合には、適宜の様式による申出書に管理者の確認印を受けたものを提出させ、当該申出書により法第63条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該申出書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>期間等の所要事項を記載するものとする。</p> <p>なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。</p> <p>また、保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記申出書に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。</p>	<p>送期間等の所要事項を記載するものとする。</p> <p>なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。</p> <p>また、保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記申出書に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 運送</p> <p>(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 運送</p> <p>(包括保税運送貨物を運送する際の手続等)</p>
<p>63-24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>(1) 運送者は、貨物の運送を行う際に、当該貨物の送り状（様式については、原則として、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）を使用し、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を記載する。）4部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物についての<u>発送の確認</u>を受けるものとする。<u>発送の確認</u>は押印により行って差し支えない。</p> <p>また、送り状の右上余白部に包括保税運送の承認を受けた貨物である旨並びに承認番号及び運送に係る一連番号（発送地の倉主等別とする。）を記載させるものとする。</p>	<p>63-24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>(1) 運送者は、貨物の運送を行う際に、当該貨物の送り状（様式については、原則として、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）を使用し、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を記載する。）4部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物についての<u>確認印</u>を受けるものとする。</p> <p>また、送り状の右上余白部に包括保税運送の承認を受けた貨物である旨並びに承認番号及び運送に係る一連番号（発送地の倉主等別とする。）を記載させるものとする。</p>
<p>なお、申告価格については、下記に掲げる場合にはその記載の省略を認めて差し支えないものとする。</p> <p>イ 同一市町村内の運送</p> <p>ロ コンテナ詰貨物等その他税関長が取締上支障がないと認めた貨物の運送</p>	<p>なお、申告価格については、下記に掲げる場合にはその記載の省略を認めて差し支えないものとする。</p> <p>イ 同一市町村内の運送</p> <p>ロ コンテナ詰貨物等その他税関長が取締上支障がないと認めた貨物の運送</p>
<p>(2) 運送者は、上記(1)の確認を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管することにより搬出の記帳として差し支えないものとする。</p> <p>(3) 運送者は、貨物が運送先に到着したときは、前記(1)により発送地の倉主等の確認を受けた送り状（3部）を到着地の倉主等に提示し、<u>運送貨物についての到着の確認</u>を受けるものとする。<u>到着の確認</u>は押印により行って差し支えない。</p>	<p>(2) 運送者は、上記(1)の確認印を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管することにより搬出の記帳として差し支えないものとする。</p> <p>(3) 運送者は、貨物が運送先に到着したときは、前記(1)により発送地の倉主等の確認を受けた送り状（3部）を到着地の倉主等に提示し、貨物の<u>到着についての確認印</u>を受けるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 運送者は、上記(3)の確認を受けた送り状（3部）のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税関官署の保税取締部門に提出するものとする。</p> <p>また、到着地の倉主等は運送者から引き渡された送り状（2部）のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税関官署の保税取締部門に提出するものとする。</p> <p>(5)～(8) (省略)</p>	<p>(4) 運送者は、上記(3)の確認印を受けた送り状（3部）のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税関官署の保税取締部門に提出するものとする。</p> <p>また、到着地の倉主等は運送者から引き渡された送り状（2部）のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税関官署の保税取締部門に提出するものとする。</p> <p>(5)～(8) (同左)</p>
<p>(郵便物を保税運送する際の手続等)</p> <p>63の9-2 前記63の9-1の(2)により届出が受理された郵便物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>(1) 郵便物運送者は、郵便物の運送を行う際に、当該郵便物の送り状（原則として、万国郵便条約に基づき、差出国が閉袋送達に関する情報を記載し、当該閉袋に添付することが必要とされている書類（通常郵便物に関する施行規則第186条第3項の規定により記入された引渡明細表CN37,CN38又はCN41等）を使用し、必要に応じ、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を追記する。）4部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物についての<u>発送の確認</u>を受けるものとする。<u>発送の確認は押印により行って差し支えない</u>。</p> <p>また、送り状の右上余白部に郵便物の保税運送の届出を行った郵便物である旨並びに受理番号及び運送に係る一連番号を記載するものとする。</p> <p>なお、下記に掲げる場合には、申告価格その他必要がないと認める事項につきその記載の省略を認めて差し支えないものとする。</p> <p>イ 同一市町村内の運送</p> <p>ロ コンテナ詰貨物その他税関長が取締り上支障がないと認めた貨物の運送</p> <p>(2) 郵便物運送者は、上記(1)の確認を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管す</p>	<p>(郵便物を保税運送する際の手続等)</p> <p>63の9-2 前記63の9-1の(2)により届出が受理された郵便物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>(1) 郵便物運送者は、郵便物の運送を行う際に、当該郵便物の送り状（原則として、万国郵便条約に基づき、差出国が閉袋送達に関する情報を記載し、当該閉袋に添付することが必要とされている書類（通常郵便物に関する施行規則第186条第3項の規定により記入された引渡明細表CN37,CN38又はCN41等）を使用し、必要に応じ、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を追記する。）4部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物についての<u>確認印</u>を受けるものとする。</p> <p>また、送り状の右上余白部に郵便物の保税運送の届出を行った郵便物である旨並びに受理番号及び運送に係る一連番号を記載するものとする。</p> <p>なお、下記に掲げる場合には、申告価格その他必要ないと認める事項につきその記載の省略を認めて差し支えないものとする。</p> <p>イ 同一市町村内の運送</p> <p>ロ コンテナ詰貨物その他税関長が取締り上支障がないと認めた貨物の運送</p> <p>(2) 郵便物運送者は、上記(1)の確認印を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管す</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ることにより搬出の記帳として差し支えないものとする。</p> <p>(3) 郵便物運送者は、郵便物が運送先に到着したときは、前記(1)により発送地の倉主等の確認を受けた送り状（3部）を到着地の倉主等に提示し、郵便物についての<u>到着の確認</u>を受けるものとする。<u>到着の確認は押印により行って差し支えない</u>。</p> <p>(4) 郵便物運送者は、上記(3)の確認を受けた送り状（3部）のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税關官署の保税担当部門に提出するものとする。</p> <p>また、到着地の倉主等は郵便物運送者から引き渡された送り状（2部）のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税關官署の保税担当部門に提出するものとする。</p> <p>(5)～(8) (省略)</p>	<p>することにより搬出の記帳として差し支えないものとする。</p> <p>(3) 郵便物運送者は、郵便物が運送先に到着したときは、前記(1)により発送地の倉主等の確認を受けた送り状（3部）を到着地の倉主等に提示し、郵便物の<u>到着</u>についての<u>確認印</u>を受けるものとする。</p> <p>(4) 郵便物運送者は、上記(3)の確認印を受けた送り状（3部）のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税關官署の保税担当部門に提出するものとする。</p> <p>また、到着地の倉主等は郵便物運送者から引き渡された送り状（2部）のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税關官署の保税担当部門に提出するものとする。</p> <p>(5)～(8) (同左)</p>

第6章 通関

第2節 特殊輸出通関

(輸出郵便物の事前検査の取扱い)

76-2-3 外郵出張所及び外郵出張所以外の税關官署における輸出郵便物（法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記76-2-5及び76-2-6において同じ。）についての事前検査の取扱いは、次による。

(1) (省略)

(2) 事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等を要するもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それぞれにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、

第6章 通関

第2節 特殊輸出通關

(輸出郵便物の事前検査の取扱い)

76-2-3 外郵出張所及び外郵出張所以外の税關官署における輸出郵便物（法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記76-2-5及び76-2-6において同じ。）についての事前検査の取扱いは、次による。

(1) (同左)

(2) 事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等を要するもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それぞれにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通関郵便局若しくは配達郵便局の受領証又は通関郵便局若しくは配達郵便局の受領した旨の記載がされた輸出郵便物受理明細証の提出をまって行うが、上記(1)のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、通關郵便局又は配達郵便局の受領証の提出を省略することができる。</p> <p>(簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い)</p> <p>76-2-4 法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、法第67条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。</p> <p>この場合における通關手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸出許可書の交付は、通關郵便局又は配達郵便局の受領証又は通關郵便局又は配達郵便局の受領した旨の記載がされた輸出郵便物受理明細証の提出をまって行うものとする。</p> <p>なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交付するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>通關郵便局若しくは配達郵便局の受領証又は通關郵便局若しくは配達郵便局の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細証の提出をまって行うが、上記(1)のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、通關郵便局又は配達郵便局の受領証の提出を省略することができる。</p> <p>(簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い)</p> <p>76-2-4 法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、法第67条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。</p> <p>この場合における通關手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸出許可書の交付は、通關郵便局又は配達郵便局の受領証又は通關郵便局又は配達郵便局の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細書の提出をまって行うものとする。</p> <p>なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交付するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p>
第3節 一般輸入通關	第3節 一般輸入通關
<p>(検査における見本の採取)</p> <p>67-3-13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 貨物確認が終了し、見本を返却する場合において、見本採取票を作成しているときは、当該見本を申告者に返却するとともに、「原本」に<u>返却の確認を受け</u>、また、交付した「通知用」の再提出を求めて返還した旨記載し、返還した見本とともに倉主等に提出させる。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(検査における見本の採取)</p> <p>67-3-13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 貨物確認が終了し、見本を返却する場合において、見本採取票を作成しているときは、当該見本を申告者に返却するとともに、「原本」に<u>受領印を押なつさせ</u>、また、交付した「通知用」の再提出を求めて返還した旨記載し、返還した見本とともに倉主等に提出させる。</p> <p>(6) (同左)</p>